女子差別撤廃委員会からの最終コメント指摘事項に対する取組の状況について

勧告 22.委員会は、条約の第1条に沿った、直接及び間接差別を含む、女性に対する差別の定義が国内法にとりこまれることを勧告する。委員会は、また、条約についての、とりわけ間接差別の意味と範囲についての、特に国会議員、司法関係者、法曹一般を対象とした、意識啓発のためのキャンペーンを行うことを勧告する。

取組の方向性

< 直接及び間接差別を含む差別の定義のとりこみ> 【内閣府】

間接差別については、男女共同参画社会基本法の制定の際に も議論がなされたが、何をもって間接差別というのか社会的合意が 得られておらず、間接差別、直接差別という概念で整理することは 適当でないとの考え方により、規定には盛り込まれなかった。

しかし、性別による差別的取扱いの問題については、基本法においてはその基本理念の一つとして、第3条で「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」が規定されており、間接的な差別的取扱いもこれに含まれている。

間接差別については、今後とも、厚生労働省における雇用の分野についての検討()の結果も含め何が間接差別に当たるかについての社会的合意の動向を注視しつつ、同法第3条の基本理念にのっとり、適切に対処していくこととしている。

厚生労働省での雇用の分野における間接差別についての 検討状況(参考)

いわゆる「間接差別」については、我が国においては雇用の 分野に限ってみても何をもって間接差別というのか社会的合 意が得られておらず、問題としている範囲も人により異なる状

<直接及び間接差別を含む差別の定義のとりこみ>

【内閣府】

間接差別については、男女共同参画社会基本法の制定の際にも議論がなされたが、何をもって間接差別というのか社会的合意が得られておらず、間接差別、直接差別という概念で整理することは適当でないとの考え方により、規定には盛り込まれなかった。

取組の状況

しかし、性別による差別的取扱いの問題については、基本法においてはその基本理念の一つとして、第3条で「男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」が規定されており、間接差別もこれに含まれている。

間接差別については、今後とも、厚生労働省における雇用の分野についての検討()の結果も含め何が間接差別に当たるかについての社会的合意の動向を注視しつつ、同法第3条の基本理念にのっとり、適切に対処していくこととしている。

【厚労省】

厚生労働省での雇用の分野における間接差別についての 取組状況(参考)

平成14年11月から学識経験者による男女雇用機会均等政策研究会を開催し、その中で、間接差別を検討課題の一つとして取り上げて検討を行い、平成16年6月に報告書を取りまと

勧告	取組の方向性	取組の状況
	況にあり、まずはどのようなケースが差別となるのかについ	めたところである。
	て、合意形成のための議論を行うことが重要と考える。	研究会においては、間接差別について、「外見上は性中立
	なお、現在、厚生労働省において、雇用分野における間接	的な規定・基準・慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方
	差別について、どのようなケースが差別となるかについて検討	の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等
	を行っており、平成16年6月に取りまとめられたところである。	が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないもの」
		と整理している。
		平成16年9月からは、この報告書も受け、間接差別の禁止
		も含め男女雇用機会均等の更なる推進のための方策につい
		て、関係審議会において議論を行っているところである。
	<意識啓発キャンペーン>	<意識啓発キャンペーン>
	【内閣府】	【内閣府】
	政府としては、広報誌やビデオ等の作成・配布や各種広報啓発	・毎年、男女共同参画社会基本法の理念等の内容を分かりやすく
	行事の開催、協力等の広報啓発活動を推進し、広く男女共同参画	説明した啓発ビデオ制作し、政党女性局等関係か所に8,000
	社会の形成促進に向けた機運の醸成を図っており、今後ともそうし	本配布し、国民に理解を求めている。また、平成16年度は弁護
	た取組を強化していくこととしたい。	士等をロールモデルとして起用した。
		・男女共同参画の施策や取組及び個人の活動等を分かりやすく
		解説した「男女共同参画推進本部ニュース」及び「共同参画21」
		を定期的に刊行し、最高裁判所等関係か所に配布し、広く社会
		一般の意識啓発を行っている。
		・毎年、全国各地から近い将来地域における男女共同参画社会
		づくりのリーダーとして活躍が期待できる議会議員等各分野から
		若者を招き、「男女共同参画ヤングリーダー会議」を開催し、有
		識者を交えた施策の説明や討議を通じて、男女共同参画社会の
		形成の促進に向けの機運の醸成・意識の浸透を図っている。

24. 委員会は、女性と男性 の役割についての従来の 役割分担意識に基づく態 度を変えるために、締約国 が人権教育、男女平等に ついての教育等の教育シ ステムにおける包括的なプ ログラムを策定、実施する こと、また、条約について の情報や男女共同参画に 対する政府の姿勢を広め ることを勧告する。委員会 は、締約国が調査や世論 調査を性別のみならず、年 齢別にも行い、その結果に 基づき、子育てを母親と父 親双方の社会的責任とす る考え方を促進することを 目指す取組を拡大すること を勧告する。委員会は、意 識啓発キャンペーンが強化 されること、メディアが女性 のポジティブなイメージや

< 人権教育、男女平等教育、子育てを母親と父親双方の社会的責任とする考え方の促進 >

【法務省】

法務省の人権擁護機関では、女子差別撤廃条約を締結する以前の昭和50年度から、女性の人権擁護と地位向上を訴えるため、「女性の地位を高めよう」を人権週間(毎年12月4日から10日までの1週間)の強調事項として掲げるなど、人権週間を中心に年間を通じて、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動を、全国各地で行っているところである。

今回の勧告の趣旨も踏まえながら、今後とも、女性の人権に関する各種啓発活動に努めていきたい。

【文部科学省】

男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割 分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促 進するため、幼少時から、男女平等の理念に基づく教育が、家庭、 学校、地域など社会のあらゆる分野において行われることが重要と 考えている。

文部科学省では、男女共同参画社会の実現に向けて、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の推進を図ってい

< 人権教育、男女平等教育、子育てを母親と父親双方の社会的責任とする考え方の促進 >

【法務省】

法務省の人権擁護機関では、平成16年度の第56回人権週間において、「女性の地位を高めよう」を強調事項として掲げ、女性の人権擁護と地位向上を訴えたほか、人権週間を中心に年間を通じて、女性の人権問題をテーマとした講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布、各種イベントにおける啓発活動を、全国各地で行った。

また、CS放送スカイパーフェクTV!にて、男女共同参画について子どもの視点から描いた人権啓発映画「翔太のあした」を、平成16年4月4日など計5回放映した。

【文部科学省】

(1)学校教育

男女平等意識の涵養

・学校教育においては、小・中・高等学校を通じ、児童生徒の発達 段階に応じて、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力について適切な指導を推進。

進路·就職指導

- ・現行学習指導要領においては、就業体験の機会を積極的に設けることや将来の進路の選択等について、ガイダンス機能を充実。
- ・児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通した組織 的、系統的なキャリア教育を各種施策を通じて推進。

勧告	取組の方向性	取組の状況
私的、公的領域における男	るところである。	・大学教育においては、高い職業意識の育成や主体的な職業選
女の平等な地位と責任を	具体的な施策の方向性として、学校教育においては、児童生徒	択に資するインターンシップを各種施策を通じて推進。
伝えるよう奨励されることを	の発達段階に応じて、男女の平等及び相互の理解・協力について	教職員等への研修
勧告する。	適切に指導するとともに、男女が共に、各人の生き方、能力、適性	・独立行政法人教員研修センター及び独立行政法人国立女性教
	を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を	育会館において、学校の教職員等を対象とした男女共同参画に
	選択する能力・態度を身につけるよう、進路指導・就職指導を充	係る研修を実施。
	実。また、教職員の男女共同参画に関する理解の促進に向けた研	(2)社会教育
	修を充実している。	男女共同参画に関する学習機会の充実
	社会教育においては、男女が各人の個性と能力を十分に発揮	・各都道府県において、女性が社会で能力を発揮し、多様なキャリ
	し、社会のあらゆる分野に参画していくための学習機会を充実する	アを形成するための支援策に関する実践的な調査研究や、女性
	とともに、社会教育に携わる者に対して、様々な機会を活用して、男	が学習や活動等の成果を活かし、男性と共に積極的に方針決定
	女共同参画についての意識啓発に努めている。	の場へ参画すモデル事業などを実施することで、地域社会におけ
家庭教育においては、子育てのヒント集として平成11年度から		る男女共同参画に関する学習機会を充実。
配布している家庭教育手帳等において夫婦は互いに尊重しあい、		社会教育関係者への意識啓発
共同して子育てをすることなどを呼びかけている。		・国立女性教育会館において、地方公共団体等の女性教育関係
今後とも、男女の平等や男女相互の理解・協力に関する教育の		職員等を対象に、女性のチャレンジ支援など、男女共同参画に係
	充実等に努め、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んでいき	る研修を実施。
	たい。	(3)家庭教育
		・夫婦が互いに協力しあい、共同して子育てをすることなどを記述
		した家庭教育手帳等を配布し、乳幼児及び小中学生を持つ全て
		の親へ配布。
		・父親の家庭教育への参加を考える集いを実施。
		<条約についての情報、男女共同参画に対する政府の姿勢の周
	<条約についての情報、男女共同参画に対する政府の姿勢の周	知、意識啓発キャンペーン>
	知、意識啓発キャンペーン >	【内閣府】

勧告	取組の方向性	
	【内閣府】	
	条約について、ホームページ上に掲載しているほか、実施状況	
	報告作成に当たっても情報提供等を行っており、今後とも引き続き	
	様々な機会をとらえ、広報、周知に努めていきたい。	
	男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する国民理解	
	を深め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われる	
	よう、平成13年度から、「男女共同参画週間」(6月23日から29日	
	まで)を実施しており、地方公共団体、女性団体、その他の関係団	
	体の協力の下、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の	
	開催等の各種行事を実施している。	
	また、男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性団体等の活	
	動状況等を広く知らせるため、男女共同参画推進本部ニュースを	
	隔月で発行したり、男女共同参画の総合情報誌である「共同参画2	
	1」を刊行しているほか、インターネットホームページ等の多様な媒	•
	体を通じた広報啓発活動を推進している。	
	さらに、広〈各界・各層における男女共同参画に関する取組を促	
	進するため、地方公共団体やNGO等との連携により、「男女共同	•
	参画宣言都市奨励事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミット」、	
	「男女共同参画フォーラム」その他各種研修事業等を実施してお	
	り、今後もこうした取組を強化していく。	<
	<メディア>	ΙÞ
	【内閣府】	•
	内閣府ではメディアの自主的取組を促すため、新聞社、放送局、	
	広告代理店等マスメディアのトップとの意見交換の場を設け、ステ	
	レオタイプ・イメージの女性描写の是正や意思決定レベルへの女性	

- ・男女共同参画局のホームページにおいて引き続き、国際動向、 政府の推進体制等男女共同参画に関する施策、取組、活動等 を掲載している。
- ・毎年、6月23日から一週間を「男女共同参画週間」として男女共同推進本部決定し、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を始め、地方公共団体、女性団体そのた関係団体の協力の下に、各種行事を全国的に展開している。
- ・同週間のPR方策として、毎年、 週間の広報等に使用するため の標語を先立って募集している。 ポスター、チラシの配布によ り周知の充実を図っている。 政府広報を活用した各種媒体に よる広報展開を図っている。
- 国及び地方公共団体等の最新の取組や活動状況等を「男女共同参画推進本部ニュース」として定期的に発行し、地方公共団体や女性団体等に 37,000 部配布している。
- ・国及び地方公共団体の最新の施策、取組等や民間団体、個人の活動を「共同参画21」として定期的に発行し、地方公共団体等に配布している。

<メディア>

内閣府

毎年、男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)を通じて日本放送協会、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟、日本新聞協会、日本雑誌協会、日本広告業協会、日本書籍出版協会と情報・意見交換を行っている。

勧告	取組の方向性	取組の状況
	の参画の促進を促した。また、国の行政機関など公的機関の広報	・メディアにおける方針決定過程への女性の参画の拡大につい
	における表現について、男女共同参画の視点を加えることで、より	て、各メディアの自主的取組を促す。
	効果的で共感が得られるものとなるよう、留意すべき事項をまとめ	・引き続き「公的広報の手引」の国の行政機関、地方公共団体、
	た公的広報の手引を作成したが、この手引はHPにも掲載し、公的	民間のメディア等に対する周知と普及を図るとともに、必要に応
	機関のみならず民間企業等を含め一般の参考に供している。今後	じて改定について検討を行う。
	ともメディアの自主的取組を促進するための効果的な働きかけを検	・政府広報や各府省の広報において積極的に男女共同参画に関
	討していきたい。	するテーマを取り上げるよう、要請を行う。
		【総務省】
	【総務省】	「男女共同参画基本計画」(平成12年12月閣議決定)において
	「男女共同参画基本計画」(平成12年12月閣議決定)において	は、「メディアにおける男女共同参画の推進」として、「政府はメディ
	は、「メディアにおける男女共同参画の推進」として、「政府はメディ	アの自主的取組を促す」こととされており、総務省は、放送事業者
	アの自主的取組を促す」こととされており、総務省は、放送事業者	に対し、文書にて同基本計画の理解及び協力について要請し、趣
	に対し、文書にて同基本計画の理解及び協力について要請し、趣	旨に沿った取組を促しているところ。
	旨に沿った取組を促しているところ。	放送事業者においては、番組基準の策定及び番組審議機関を
	放送事業者においては、番組基準の策定及び番組審議機関を設置するこ	設置することなどにより、自律的に放送番組の適正化を図ってい
	となどにより、自律的に放送番組の適正化を図っている。	ర .
	総務省としては、放送事業者において、男女共同参画社会基本	
	法及び男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、放送番組編集等	
	に当たり適切に対応されることを期待しつつ、必要に応じてその趣	
旨の周知徹底に努めたいと考えている。		
		<配偶者暴力防止法の拡大>
26. 委員会は、ドメスティッ	<配偶者暴力防止法の拡大>	【内閣府】
ク・パイオレンスを含む女	【内閣府】	・配偶者暴力防止法が改正され、平成16年12月に施行された。
性に対する暴力の問題に、	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会にお	<改正の主な内容>

勧告

取組の方向性

取組の状況

女性に対する人権の侵害 として取り組む努力を強化 することを締約国に要請す る。特に、委員会は、配偶 者暴力防止法を拡大し、 様々な形態の暴力を含め ること、強姦罪の罰則を強 化すること、近親姦を個別 の犯罪として刑罰法令に含 めること、委員会の一般勧 告 19 に基づき、暴力を防 止し、被害者に保護、支 援、その他のサービスを提 供し、犯罪者を処罰するた めの政策を実施すること を、締約国に要請する。委 **員会は、ドメスティック・バイ** オレンスを受けて別居して いる外国人妻の在留許可 の取り消しは、その措置が 当該女性に与える影響に ついて十分に評価した後で のみなされることを勧告す る。委員会は、締約国がい

いて、平成15年6月に報告書「配偶者暴力防止法の施行状況等について」を取りまとめ、法施行後1年余りの関係機関の取組状況を把握するとともに、保護命令の対象の拡大を含む法の見直しに関する論点について言及した。

配偶者暴力防止法の改正等については、参議院共生社会に関する調査会「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しに関するプロジェクトチーム(以下「参議院PT」という。)において、同法の改正案が策定され、平成16年5月27日に衆議院本会議で可決され成立し、6月2日に公布された(施行は12月2日)。

【法務省】

る。委員会は、締約国がい 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見 部を改正する法 **わゆる「従軍慰安婦」問題** 直しの要否については、様々な指摘や議論があることは十分承知 から施行された。

(1)「配偶者からの暴力」の定義の拡大

身体的暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を追加 (ただし、保護命令に関しては、身体的暴力のみを対象)

(2)保護命令制度の拡充

元配偶者への拡大

子どもへの拡大

退去命令の期間延長(2週間 2月間)

- (3)市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施が可能
- (4)基本方針及び基本計画の策定
- (5)被害者の自立支援の明確化
- (6)警察本部長等の援助
- (7)苦情の適切かつ迅速な処理
- (8)国籍、障害の有無等を問わない人権の尊重
- ・同月、配偶者暴力防止法に基づき、主務大臣(内閣総理大臣、 国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣)が「配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的 な方針」を策定した。基本方針は、都道府県が策定する基本計 画の指針となるべきものであり、配偶者暴力防止法に規定する 個々の事項ごとに、制度の概要と施策の実施に当たっての考え 方等を記述している。

【法務省】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律は平成16年5月27日に成立し、同年12月2日から施行された。

勧告	取組の方向性	取組の状況
を最終的に解決するため	しており、法務省においても、関係部局において必要な検討を行っ	
の方策を見出す努力を行う	ているところである。	
ことを勧告する。	この問題について、法務省としては、同法の見直しに関して、男	
	女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会が議論す	
	べき点について取りまとめた報告書も踏まえ、参議院PTにおける	
	議論も見守りつつ、今後とも、必要な検討を進めることとしていると	
	ころである。	
	なお、勧告の「配偶者暴力防止法を拡大し、様々な形態の暴力を	
	含めること」の趣旨は、 同法の定義規定における暴力の範囲に	
	様々な形態の暴力を含めること及び 保護命令発令の原因となる	
	行為の範囲に様々な形態の暴力を含めることのいずれに関するも	
	のかが明らかでないが、仮に、勧告が の暴力の範囲を性的暴力	
	又は精神的暴力()一般にまで拡大するという趣旨を含むもので	
	あるならば、被害者の生命・身体の安全確保を目的とする現行法	
	上の保護命令制度の趣旨との関係で慎重に検討する必要があると	
	考えている。	
	上記「性的暴力又は精神的暴力」は、身体に対する不法な攻撃	
	に当たらない性的暴力(例 避妊に協力しないこと、見たくないポル	
	ノビデオ等を見せること)又は精神的暴力(例 何を言っても無視す	
	ること,交友関係を細か〈監視すること,人格を否定するような暴言	
	を吐くこと) である。	<強姦罪・近親姦について>
	<強姦罪・近親姦について>	【内閣府】
	【内閣府】	次期男女共同参画基本計画の策定に当たって平成17年5月に
	「強姦罪の法定刑の引上げ」や「児童虐待(近親者による性的虐	公表された「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本
	待)」については、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専	的な方向についての中間整理」において、性犯罪に関しては、平成

勧告	取組の方向性	取組の状況
	門調査会において、女性に対する暴力についての取り組むべき課	16年の刑法改正の趣旨も踏まえ、厳正に処罰を行うこと、児童に
	題の一つとして取り上げられ、検討された。その結果は、平成16年	対する性的虐待については事案の顕在化に努め、家庭内における
	4月に男女共同参画会議へ報告され、強姦罪の法定刑の引き上げ	児童に対する性犯罪の加害者を厳正に処罰するなどの内容が盛り
	については、現行の2年以上の有期懲役を3年以上に引き上げるこ	込まれた。
	と、家庭内における児童に対する性的虐待については刑法や児童	
	福祉法による加害者の厳正な処罰と被害者の保護に努めるととも	
	に事案の顕在化を促すことなどが提言された。	【法務省】
	【法務省】	以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以
	強姦罪については、現行の刑法(第177条から第179条まで)で	上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等につい
	は、2年以上(15年以下)の有期懲役に処するとされている。検察	て、一般の強姦等の加重処罰規定を設けること等を内容とする「刑
	当局においては、悪質な事案に対して厳正な科刑を求めるなどして	法等の一部を改正する法律案」を第161回国会に提出し、同法律
	対処してきたものと承知している。検察当局においては、今後とも、	は平成16年12月1日に成立し、平成17年1月1日から施行され
	事案に応じ適切な処罰が実現するよう努めていくものと承知してい	<i>た</i> 。
	వ .	法定刑引上げ
	なお、犯罪の法定刑については、その罪の罪質や他の罪の刑と	・強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役
	の均衡、その犯罪によって起きる被害の内容、程度等種々の観点	6月以上10年以下の懲役
	を総合的に考慮した上で定められるべきものである。法務省として	・強姦 2年以上15年以下の懲役
	は、近年においても、特に性犯罪の被害者への配慮という観点か	3年以上20年以下の懲役
	ら、強姦罪の告訴期間の撤廃やビデオリンク制度の導入などの法	・強姦致死傷罪 無期又は3年以上15年以下の懲役
	整備を行ってきたものであり、強姦罪の法定刑についても、凶悪犯	無期又は5年以上20年以下の懲役
	罪への対処の在り方の問題とも併せ、検討していきたい。	新設
	親族間において性交渉を強いる行為について、暴行・脅迫を伴っ	・集団強姦等 4年以上20年以下の懲役
	たり、事実上の影響力を及ぼしたりなどした場合には、刑法の強姦	・集団強姦等致死傷罪 無期又は6年以上20年以下の懲役
	罪、強制わいせつ罪や児童福祉法違反の罪として処罰されうる。検	
	察当局においては、親族間における事案に対しても、事案に応じて	

勧告	取組の方向性	取組の状況
	厳正に対処しているものと承知している。	<暴力の防止、被害者への保護、支援>
	<暴力の防止、被害者への保護、支援>	【内閣府】
	【内閣府】	・配偶者からの暴力の被害者への支援については、内閣府男女
	配偶者からの暴力の被害者への支援については、内閣府男女	共同参画局のホームページにおいて、有用な法律、制度等に関
	共同参画局のホームページにおいて、有用な法律、制度等に関す	する情報を提供しており、継続している。
	る情報を提供しており、今後も継続していく。	・改正配偶者暴力防止法の施行に伴い、研修教材「配偶者からの
	また、研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成する	暴力 相談の手引き」を改訂し、改正のポイントとなっている外国
	とともに、女性センター等関係機関の相談業務に携わる職員を対象	人・障害者である被害者への配慮や被害者の自立支援策等を
	とした研修も開催しており、今後も本業務に役立つ内容になるよう	盛り込んだ。また、平成16年10月には、女性センター等におい
	努めていく。	て相談事業を統括する立場にある管理職を対象に、改正配偶者
	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会にお	暴力防止法の説明等を行い、相談事業を行う上で必要な知識、
	いて、平成14年4月以降、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメ	技術等の向上を図るための研修を行った。
	ント、ストーカー行為等、女性に対する暴力についての取り組むべ	・次期男女共同参画基本計画の策定に当たって平成17年5月に
	き課題とその対策について、調査検討がなされ、その結果は、平成	公表された「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の
	16年4月の男女共同参画会議へ報告された。	基本的な方向についての中間整理」において、現行の男女共同
		参画基本計画の達成状況・評価及び以下の項目について今後
		の施策の基本的方向と具体的な取組が盛り込まれた。
		(1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
		(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		(3)性犯罪への対策の推進
		(4)売買春への対策の推進
		(5)人身取引への対策の推進
		(6)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
		(7)ストーカー行為等への対策の推進
		【警察庁】

勧告	取組の方向性	
	【警察庁】	
	警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」(平成11年12	1
	月)に基づき、女性・子どもが被害者となる犯罪等について、刑罰法	ŧ.
	令に抵触する事案につき、被害者の立場に立った捜査を推進し、	Ž
	適切に検挙措置を講ずることはもとより、刑罰法令に抵触しない事	7
	案についても、国民の生命、身体及び財産の保護の観点から対策	
	を講じている。	E
	相談業務については、女性警察職員を配置した相談窓口の設	-
	置、警察施設外の相談スペースの借り上げなど、被害者が相談し	(
	やすい環境の整備に努めている。	看
	今後とも、女性・子どもに対する犯罪に厳正に対処するとともに、	
	防犯対策の強化、被害に遭った女性・子どもに対する支援等を図っ	Ę
	ていく。	昇
		ī
		2
		-
		有
		(
		7
	【法務省】	
	女性に対する暴力については、従来から、検察当局において、こ	(
	れに係る刑事事件(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に	-

警察では、一部改正された配偶者暴力防止法に基づく「配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第18号)」を制定し、配偶者からの暴力の被害に対する適正な支援に努めている。

また、左記「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づき、地域住民に対して、地域における性犯罪、ひった〈り、声掛け事案等女性・子どもが被害者となる事案の発生状況等を提供したり、防犯機器の活用方法等についての各種防犯指導等を実施するよう都道府県警察に指示している。

一方で、犯罪の被害に遭った方に対しては、安心して事情聴取等に応じることができるよう、警察署内に「被害者用事情聴取室」を整備している。また、警察施設に立ち寄ることに抵抗を感じる被害者のために、警察施設以外の相談会場を借り上げるための費用の予算措置をするとともに、「被害者対策用車両」の増強整備を進めている。

特に、性犯罪の被害者に対しては、専用相談電話の設置や女性 警察職員等によるカウンセリング活動を推進するなど、精神的負担 の軽減に配意している。

加えて、児童買春、児童ポルノ法等、少年の心身に有害な影響 を与える犯罪(福祉犯)の積極的な取締りを推進している。

【法務省】

・検察当局においては、女性に対する暴力に係る刑事事件(平成16年の改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る保護命令違反事件を含む。)につき、警察等とも連

勧告

取組の方向性

関する法律に係る保護命令違反事件も含む。) につき、警察等とも 連携しながら所要の捜査を遂げた上、各事案の特性を勘案しつつ、 その適正な処理に努めているところと承知している。

また、法務省の人権擁護機関においても、女性に対する暴力を 重大な人権問題として取り上げ、その防止のため積極的に啓発活動を行うとともに、近時の女性を取り巻〈人権状況にかんがみ、平成12年7月から「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局に設置して、女性の人権問題をめぐる相談体制の強化を図り、このホットラインなどにより、女性に対する暴力が行われているとの情報を得た場合には、人権侵犯事件として調査を行い、その結果、暴力行為があった、あるいは継続して行われていると認められる場合には、その行為者等に対して人権尊重思想の啓発を行うことにより、暴力行為の中止や再発の防止を図るなど、被害者の救済に努めている。

法務省としては、今後とも、DV法などの関係法令の趣旨を踏まえ、関係省庁との協力を図りつつ、これらの取組を一層充実させていきたいと考えている。

【厚生労働省】

DV被害者に対しては、従来より、婦人相談所等において保護・支援を行ってきたところであるが、DV法の施行に伴い、平日のみならず休日・夜間相談への対応、被害者の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施など、婦人相談所の機能の強化を図るとともに、DV被害者に同伴児等がいる場合は、母子生活支援施設等への入所など、DV被害者の実情に応じた支援を行っているところである。また、DV被害者の保護の充実を図るため、平成14年から、

取組の状況

携しながら所要の捜査を遂げた上、各事案の特性を勘案しつつ、そ の適正な処理に努めているところである。

・女性の人権ホットラインの利用件数

年	平成 12 年	13 年	14 年	15 年	16 年
件数	2,326	9,623	22,945	29,115	26,908

注) 平成12年は、7月~12月分を計上

平成15年及び16年の利用件数には、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における『全国一斉「女性の人権ホットライン」』利用件数を含む。

【厘生労働省】

DV相談担当職員の専門研修については、平成16年度において、専門研修の位置づけで実施している県が44カ所、婦人相談所研修として実施している県が3カ所であった。

研修の内容は、DV研修の他に、人身取引に関する研修、カウンセリングに関する研修も行われている。研修対象者には公的機関の他に民間団体等も含まれており、平成16年度においても民間シェルター、NPO法人の関係者も参加している。

また、平成16年度から実施の同伴乳幼児の対応を行う指導員

	勧	告

取組の方向性

社会福祉施設や一定の基準を満たす民間シェルターに一時保護を委託する制度を創設したところである。

さらに、平成16年度新規事業として、一定数以上の同伴乳幼児 を保護(1日平均4人以上)する婦人相談所の一時保護所に、主に 同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置し、被害者が自立に向けた 取り組みを安心して行える環境を整備することとした。

配偶者暴力防止法の改正案については、平成16年5月に衆議院本会議で可決され成立したところであり、厚生労働省としても、改正法の趣旨を踏まえ、DV被害者に対する必要な支援を図ってまいりたい。

< 外国人妻の在留許可 >

【法務省】

ドメスティック・バイオレンスを理由とする別居又は離婚の状況が発生した外国人妻の在留については、当該被害者が引き続き本邦での在留を希望する場合には、別居又は離婚の事実のみをもって直ちに在留資格を取り消す等の措置は執ってはおらず、別居又は離婚の経緯、本邦での在留状況、引き続き本邦で在留を希望する理由及び本邦での生活能力等を総合的に考慮して在留資格を判断している。婚姻関係が既にその実態を失い形骸化しているとき、又は離婚したときには、「日本人の配偶者等」の在留資格に該当しないこととなるが、この場合において、在留資格の変更を認めるに足りる相当の理由があるときには、加害者である配偶者の協力を得ずとも、「定住者」等の他の在留資格への変更を許可することとしている。

今後も、引き続き外国人の人権等に配慮した取扱いを行ってい

取組の状況

の配置については、18の婦人相談所一時保護所において実施された。

改正DV法の内容については、厚生労働省としては、平成17年1月の全国厚生労働部局長会議、2月の全国児童福祉主管課長会議、3月の全国家庭福祉施策担当係長会議において周知しているところである。また、改正DV法により策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成16年12月2日告示)に基づき、引き続き DV 被害者に対する支援に努めている。

< 外国人妻の在留許可 >

【法務省】

ドメスティック・バイオレンスを理由とする別居又は離婚の状況に ある外国人女性から在留期間更新許可申請又は在留資格変更許 可申請がなされた場合においては,当該女性が置かれている状況 を総合的に考慮して,適切な在留資格の判断を行っており、人道面 に十分配慮した取扱いの徹底を図っている。

なお,入国管理局では,外国人が,入国·在留関係諸手続などについて気軽に相談できる窓口として,全ての地方入国管理局及び支局に外国人在留総合インフォメーションセンターを設置し,又は相談員の配置を行い,外国語での相談への対応及び案内を行っているところ,平成17年度には,新たに新宿地区にも相談窓口を設置し,相談員を配置することとしている。

勧告	取組の方向性	取組の状況
	⟨.	<「従軍慰安婦」問題について>
	<「従軍慰安婦」問題について>	【外務省】
	【外務省】	・ 平成17年1月24日、アジア女性基金は平成19年3月に解散す
	いわゆる従軍慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財	るとの方針を発表(村山理事長記者会見)。これを受けて、政府
	産及び請求権の問題については、政府としては、サン・フランシスコ	は山崎内閣官房副長官コメントを発表。
	平和条約、二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って	・ 基金は、一般からの募金を原資に、元慰安婦の方々に対して一
	誠実に対応してきているところであって、これらの条約等の当事国	人当たり200万円の「償い金」のお届けと、政府からの拠出金を
	との間では法的に解決済みである。	原資として、元慰安婦の方々に対して医療・福祉の向上を図るた
	しかしながら、いわゆる従軍慰安婦問題については、多数の女性	めの財・サービスをお届けする事業等を実施。基金事業が届け
	の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であると認識しており、政府は、こ	られる折りには、いわゆる従軍慰安婦問題に対するお詫びと反
	れまでもお詫びと反省の気持ちを様々な機会に表明してきている。	省の気持ちを表す内閣総理大臣の手紙をお届けした。
	政府としては、本件問題への対応につき国民的な議論を尽くした結	・ 基金が実施した各国事業についてはインドネシア事業を除いて
	果、既に高齢となられた元慰安婦の方々の現実的な救済を図るた	終了。韓国、フィリピン、台湾においては計285名の元慰安婦に
	め、これらの条約等の当事国との間では、賠償並びに財産及び請	対して償い事業を実施。オランダについても79名の元慰安婦に
	求権の問題が法的に解決済みであることから、「女性のためのアジ	対して医療福祉支援事業を実施。
	ア平和国民基金」(アジア女性基金)により対応することが最も適切	・ インドネシア事業については、現在も高齢者社会福祉支援事業
	かつ最善の方法であると判断し、これまで「基金」の事業に対し最	を実施中(平成19年3月終了予定)。
	大限の協力を行ってきている。	・ 基金は元慰安婦に対する各国事業の他、女性の名誉と尊厳を
	これまで「基金」の活動に対し、国民の多くの方々の賛同を得、多	侵害する行為を事前に防止するための女性尊厳事業(普及・啓
	〈の方々から募金等の分野で多大の協力を得てきていることについ	発、支援、国際会議、調査研究)等を実施(平成17年3月終
	て、政府としては、勇気づけられている。「基金」の事業は着実に進	了)。今後も解散までの間、基金が培ってきた経験や知見を活か
	展し、事業を受け取られた方々の中からは感謝の意が寄せられて	しながら、紛争と女性の問題等、今日的な女性の名誉と尊厳に
	いるものと承知している。	関する問題について取り組んでいく予定。
	政府としては、今後とも、こうした「基金」の事業に表れた日本国	
	民の本問題に対する真摯な気持ちに理解が得られるよう最大限の	

勧告		取組の状況
	努力を行っていく考えである。	
		<トラフィッキングへの取組の強化、データの収集及び次回報告で
28. 委員会は、締約国が女	<トラフィッキングへの取組の強化、データの収集及び次回報告で	の提供 >
性・女児のトラフィッキング	の提供 >	【内閣官房】
と戦うための取組を強化す	【内閣官房】	人身取引は、重大な人権侵害であり、国際的な組織犯罪である
ることを勧告する。委員会	人身取引に対する関係省庁の取組を強化するととともに、これま	ことから、政府を挙げて対策を講じる必要があるところ、政府は、平
は、締約国がこの問題に対	で以上に関係省庁間の緊密な連携を図り政府が一体として本件に	成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とする「人身取引対策に
処し、加害者への適切な処	取り組んでいくことを目的に、内閣官房副長官補を議長とする関係	関する関係省庁連絡会議」を内閣に設置した。同会議において、同
罰を確保するための包括	省庁連絡会議(警察庁、法務省、外務省、厚生労働省)が設置され	年12月に、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護などからなる包
的な戦略を策定することを	た。右会議において、加害者の処罰、被害者の保護を始めとする我	括的・総合的な対策として「人身取引対策行動計画」を策定し、関
目的として、体系的にこの	が国の人身取引対策の諸施策が合意され、今後、政府を挙げてそ	係省庁が連携して、行動計画に掲げられた施策の着実な推進を図
事象を監視し、被害者の年	の諸施策を早急に講じる予定。	っている。
齢、出身国を示す詳細なデ		【内閣府】
ータを収集することを要請	【内閣府】	・次期男女共同参画基本計画の策定に当たって平成17年5月に
する。委員会は、締約国が	女性のトラフィッキングについては、男女共同参画会議女性に対	公表された「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の
次回の報告に女性・女児	する暴力に関する専門調査会において、女性に対する暴力につい	基本的な方向についての中間整理」において、人身取引(トラフ
のトラフィッキング及びそれ	ての取り組むべき課題とその対策の一つとして取り上げられ、検討	ィッキング)について、今後の施策の基本的方向と具体的な取組
に関連してとられた措置に	された。その結果は、平成16年4月の男女共同参画会議へ報告さ	についての内容が盛り込まれた。
ついての包括的な情報、デ	れた。	・内閣府は、関係省庁(内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生
ータを提供することを要請		労働省)と連携・協力して、人身取引対策のポスターを作成して
する。		各都道府県等に配布するなど、人身取引根絶に向けた広報活
		動を行っている。
		【警察庁】
	【警察庁】	人身取引被害者に係るデータの収集については、人身取引事案

勧告	取	組	の	方	向	性
----	---	---	---	---	---	---

トラフィッキング被害者に係るデータの収集については、警察庁としては、トラフィッキング事案に係る者であることを確認した都度、当該トラフィッキング事案に係る者の年齢・出身国等はもとより、騙されて来日したかどうか、売春強要があったかどうか、高額債務を負わされていたかどうか、稼動の形態はどうかなどについて、都道府県警察から警察庁に報告すべき旨指示しており、当該指示内容については警察庁のホームページ上で公開している。こうした報告に基づき、警察庁は、検挙したトラフィッキング事案の取りまとめを行っているところである。

【法務省】

我が国においては、トラフィッキングとされる行為について、刑法、職業安定法、労働基準法、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等においても、犯罪として処罰することとしている。また、児童を対象としたトラフィッキングに対しては、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等においても処罰が可能である。このように、我が国の法制度全体によって、その処罰が適切に行われることになっており、これらを厳正に運用して、トラフィッキングとされる事案について対処してきたところである。

国連の国際組織犯罪防止条約人身取引補足議定書の締結に向け、関係省庁が協議をするなどして、準備作業に当たっている。また、児童を対象としたトラフィッキングについては、上記議定書及び児童の権利条約選択議定書の締結に向け、児童福祉法の改正等

取組の状況

に係る者であることを確認した都度、当該人身取引事案に係る者の 年齢・出身国等はもとより、騙されて来日したかどうか、売春強要が あったかどうか、高額債務を負わされていたかどうか、稼動の形態 はどうかなどについて、警察庁に報告するよう、都道府県警察に対 し指示しており、当該指示内容については警察庁のホームページ 上で公開している。

また、都道府県からの報告に基づいて、警察庁では、人身取引事案を取りまとめ、平成15年以降の結果をホームページ上で公開している。

【法務省】

我が国は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を目指し、平成16年4月、内閣に人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置して包括的な対策の検討を進め、同年12月、人身取引対策行動計画を策定した。

現在、政府は、この行動計画に基づく施策を展開しており、その一環として、第162回国会において、法務省が提出した「刑法等の一部を改正する法律案」が平成17年6月16日成立し、一部の規定を除き同年7月12日に施行される。この法律案は、国際組織犯罪防止条約人身取引議定書等の早期締結に向け、刑法に人身売買罪(最高刑は懲役20年)等を新設するとともに、出入国管理及び難民認定法について、人身取引被害者に在留資格を付与することや、運送業者の旅券等確認義務及び外国入国管理当局に対する情報提供に係る規定の整備等を行うものである。

この法律が成立した後の運用も含め、我が国としては、加害者の 厳正な処罰や被害者の十分な保護等、人身取引対策に今後とも一

A-1 AL-		- 45 - 45 -
勧告	取組の方向性	取組の状況
	について、関係省庁が協議をするなどして準備作業に当たってい	層強く取り組んでいく所存である。
	る。このような法整備や法執行を十分なものとするため、トラッフィ	
	キングの実態を把握することは必要であると考えており、関係省庁	
	が連携してトラフィッキングの実態をより適切に把握するための検	
	討も行っている。	【外務省】
	【外務省】	1.(1)人身取引議定書は、第162回国会において締結の承認を
	(1)国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する	得た。
	人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するため	(2)人身取引対策行動計画に関する外務省による各対策への
	の議定書(仮称)	取り組み・進捗状況は以下のとおり。
	本議定書は、人身取引という行為を犯罪とすることを締約国に義	(イ)諸外国政府及び関連機関との協力体制の強化及び情報
	務付けた上で、人身取引の被害者の保護、人身取引の被害者の送	交換の促進を図っていくために、具体的には、在外公館や
	還、出入国管理に関する措置等について規定している。	政府協議調査団の派遣等を通じ、先方政府機関やNGO
	外務省としては、近年急速に複雑化、深刻化している国際的な組	等との連絡強化を行い、関連情報の収集を推進している。
	織犯罪に効果的に対処するためには、国際社会全体の協力が不	(ロ)わが国への偽変造査証での入国を防止するため、査証に
	可欠であるところ、人身取引の防止及び人身取引の犯罪が行われ	係る偽変造対策を進めるとともに、「なりすまし」による不
	た場合の国際協力などを目指す本件議定書は、国際的な組織犯罪	正な査証発給を防ぐための本人確認の厳格な実施に努め
	の防止に関する国際連合条約とあいまって大きな意義を有すると	ている。
	考えており、本件議定書の早期締結を目指すことによって、その効	(八)被害者の保護について、国際移住機関(IOM)等の国際
	果的な実施のために主導的な役割を果たすとともに、国際的な組	機関と連携を図り、被害者の円滑な帰国支援を行っている
	織犯罪への対策に係る法整備や法執行機関の強化を通じて国際	ほか、国連に創設された「人間の安全保障基金」を通じて
	的な組織犯罪と戦うための協力の一層の強化に努めて行く必要が	国際機関が実施する様々なプロジェクトを既に支援してき
	あると考えている。	ている。
	議定書締結の前提となる国際組織犯罪防止条約の締結が完了	(二)今後も、この行動計画に沿って、当省として人身取引に対
	│ │次第できるだけ早い時期に締結することを目指して、関係省庁等と	する撲滅・防止に鋭意取り組んでいく予定。
	の間で検討を進めているところであり、具体的には、条約を実施す	2.(1)政府調査団の派遣

勧告	取組の方向性	取組の状況
	るための国内法整備の要否及びその内容につき年内に関係省庁	人身取引問題により効果的に取り組むため、関係省庁からなる
	間での検討を終えた上で次期(2005年)通常国会への提出を目標	政府調査団が、2004年9月13日~17日、人身取引被害者の送
	としている。	出国とされるタイ及びフィリピンを訪問し、2005年1月8日~14
	(2)トラフィッキング根絶のための国際協力の促進の検討	日、人身取引被害者の送出国とされるコロンビア及び目的国とされ
	(イ)人身取引問題に関する国際シンポジウム等の開催	る米国を訪問した。
	以下の国際シンポジウム等の開催を通じ、国内外における意識	(2)バリ・プロセス
	喚起、社会啓発を行うとともに、政府、NGO、国際機関など様々な	2005年6月27~28日、東京にて、バリ・プロセス「人身取引撲
	アクターが意見交換や協力を行う場を提供している。	滅のための関係省庁間による行動計画策定に関する作業部会」を
	(a)人のトラフィッキングに関するアジア太平洋地域シンポジウム	開催予定。
	(平成12年1月)	(3)[0M(国際移住機関)を通じ、人身取引被害者の帰国のため
	(b)第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)	の財政支援を行っている。
	(平成13年12月)	(4)スマトラ沖大地震・津波支援
	(c)児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム(平成1	子どもの人身取引防止対策等のため、国際機関(UNICEF(国
	5年2月)	連児童基金)、IOM(国際移住機関)、UN-HABITAT(国連人間
	(ロ)アジア地域における協力枠組み(バリ・プロセス)	移住計画)、WHO(世界保健機関))を通じ、「津波被災子ども支援
	インドネシアと豪の共催による「人の密輸・不法移民及び関連の	プラン」を実施。
	国境を越える犯罪に関する地域閣僚会議」(アジア大洋州、中東か	
	ら 38 か国及び関係機関が参加。)のフォローアップ・プロセス(以下	
	「バリ・プロセス」)において、我が国は「情報共有分野」の調整役を	
	担当し、ウェブサイトの掲載情報の整備、情報共有活動の活性化に	
	関する報告書の作成、情報交換会議の開催等の活動を行い、本枠	
	組み関係国間の情報共有の向上に努めている。また、我が国はバ	
	リ・プロセスのすべての作業部会に専門家を参加させ、我が国の持	
	つ経験・知識を関係国に広める努力をしている。	
	(八)国際機関や基金との協力	

勧告	取組の方向性	取組の状況		
	(a)国際移住機関(IOM)を通じ、「メコン地域におけるトラフィッキン			
	グ犠牲者帰国リハビリ支援」、「ベトナムにおける人の密輸防止			
	キャンペーン」、「フィリピンにおけるトラフィッキング関連情報の			
	強化計画」等のプロジェクトへの資金拠出支援。			
	(b)我が国が国連に設置した「人間の安全保障基金」を通じ、「カン			
	ボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買のコミュ			
	ニティ・レベルでの防止」 (国際労働機関(ILO)が実施)、「フィリ			
	ピンにおける人身売買の被害者支援」(国際犯罪防止センター			
	(CICP)が実施)等のプロジェクトへの資金援助。	【厚生労働省】		
	【厚生労働省】	平成17年度から、従来の実績や所在地の秘匿性等から、より適		
	各都道府県に設置されている婦人相談所(47カ所)では、各種の	切な保護が見込まれる場合等に、婦人相談所からの委託により、		
	問題を抱えた女性に対し、相談、保護を行っており、必要な場合に	民間シェルター等において人身取引被害者の一時保護を実施して		
	は付設する一時保護所に一時的に入所させることも行っている。こ	ะ เาธ.		
	れらの事業について国籍要件は課しておらず、外国人も対象となっ	*婦人相談所における人身取引被害者の一時保護実績		
	ている。実際にトラフィッキング被害女性を保護している事例もあ	5あ 年度 13 年度 14 年度 15 年度 16 年度 17 年度		
	り、今後とも、婦人相談所を被害者シェルターとして活用していく。	人数 1人 2人 6人 24人 9人		
		* 一時保護委託実績 平成17年度 2名		
		(各年度末、平成17年度は5月末現在)		
		<マイノリティ女性についての情報>		
30.委員会は、締約国に、	<マイノリティ女性についての情報>	【内閣府】		
次回の報告に、日本のマイ	【内閣府】	内閣府としては、関係各省庁と十分協議しつつ、次回報告での取		
ノリティ女性の状況に関す 内閣府としては、関係各省庁と十分協議しつつ、次回報告での取 扱いについて検討を進めていきたい。		扱いについて検討を進めていきたい。		
るデータを含む包括的な情	扱いについて検討を進めていきたい。			

御 音
報、特に彼らの教育、雇
用、健康状況や暴力被害
についての情報を提供する
ことを要請する。

32. 委員会は、締約国が、 公的活動のあらゆる分野、 特にハイレベルの政策決 定過程に女性が参画する 権利を実現するため、なか でも条約の第4条1に基づ 〈暫定的特別措置の実施 を通じ、政治的・公的活動 における女性の参加を拡 大するための更なる取組を 行うことを勧告する。委員 会は、締約国が、将来の女 性指導者への訓練プログ ラムを支援すること、男女 共同参画実現のためには 意志決定過程への女性の 参画が重要であることを啓 発するキャンペーンを実施 することを要請する。

< 女性の参画拡大の取組、啓発キャンペーン > 【内閣府】

国の審議会等への女性委員の登用について、男女共同参画推進本部が平成12年8月15日に決定した「平成17年度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」という目標に向けて、国の審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表している。また、その調査結果を毎年閣議に報告し、関係閣僚に対し女性委員登用の促進についての努力を呼びかけている。

取組の方向性

平成15年4月8日の男女共同参画会議において決定された「女性のチャレンジ支援策について」において、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励することされた。

また、同年6月20日の男女共同参画推進本部においては、同決 定の推進のため、政府が民間に先行して積極的に女性の登用等に 取り組むこととされた。

これらの決定を受け、様々な分野への女性のチャレンジ支援の する女性を顕彰する「女性のため、平成15年度において、ロールモデルとしての体験談等の事 月に第1回の表彰を実施した。

< 女性の参画拡大の取組、啓発キャンペーン > 【内閣府】

国の審議会等における女性委員の割合については、平成16年9月30日現在28.2%となった。これは前年に比べて1.4%ポイントの伸びであり、女性委員の割合は着実に増加している。また、目標期限もせまってきていることから、各省庁に対し積極的な努力を要請しているところである。

取組の状況

「女性のチャレンジ支援策」に関しては内閣府男女共同参画局ホームページ内に「チャレンジサイト」を設置し、情報を提供している。また、平成17年度「チャレンジ・キャンペーン」として、研究者・技術者など従来女性が少なかった理工系分野に関心を持つ女子高校生・女子学生が進路として選択することを支援するため、女子高校生・女子学生やその保護者、教育関係者等を対象に、以下の情報提供・意識啓発キャンペーンを行っている。

- ・キャンペーン用 Web サイト開設
- ・シンポジウム・講演の実施、広報ブース設置
- ・キャンペーン・パンフレット等の配布による啓発

さらに、身近な女性のチャレンジの事例を提示するために、活躍する女性を顕彰する「女性のチャレンジ賞」を創設し、平成16年6月に第1回の表彰を実施した。

勧告	取組の方向性	取組の状況
	例を提示するなどの「チャレンジ・キャンペーン」を実施した。	
	さらに、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的	
	地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に」という目標に関	
	して政府が率先垂範するため、	
	政府全体としての目標を設定し、目標達成に向けた具体的取組	
	を定めるなどして、総合的かつ計画的な取組を推進する。	
	必要な制度面及び運用の整備・改善事項等を検討する	
	こと等を内容とする「女性国家公務員の採用・登用の拡大等につ	
	いて」を平成16年4月27日に男女共同参画推進本部にて決定し	
	た。	
	これを受け、平成16年4月28日には各省庁人事担当課長会議	
	を開催し、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」、	
	女性の採用の拡大のため、積極的な募集活動、受験者数・合格	
	者数の増加のための取組(人事院に要請)を行う	
	女性の採用の拡大のための取組を進める際の当面(平成22年	
	度(2010年度)頃まで)の政府全体の女性採用者割合の目安とし	
	て 種事務系(行政・法律・経済)については30%程度、その他試	
	験についてはできる限り割合を高めることを目標とする(なお、平等	
	取扱、成績主義の原則を前提としつつ、積極的改善措置により女	
	性の採用を計画的に拡大することを目指すものであり、目標に沿っ	
	た採用が可能となるよう女性合格者割合が増加することが前提)	
	女性の登用の拡大のため、計画的な育成、職域の拡大に努める	
	超過勤務の縮減、育児休業、介護休暇等の取得促進を図る	
	等の目標及び具体的取組を申し合わせた。	
	また、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会において、	

勧告	取組の方向性	
	国の審議会等委員への女性の参画の促進について監視を行い、	
	平成14年7月に男女共同参画会議で報告し、30%の早期達成を	
	図るためには、今後一層の努力が必要であると意見を述べた。	
	【総務省】	
	(1)国家公務員について	
	「平成16年度における人事管理運営方針」(平成16年3月 総務	
	大臣決定)において、各府省に対し、女性国家公務員の採用・登用	
	の促進について総合的かつ計画的な取組の推進を要請したとこ	
	る。今後とも各府省に対し積極的な取組を要請していく予定であ	
	る。	
	(2)地方公務員について	
	地方公共団体の政策・方針決定過程への女性地方公務員の参	
	画拡大のため、男女共同参画基本計画の趣旨を踏まえ、地方公共	
	団体に対し、女性地方公務員の採用・登用等に関する要請、情報	
	提供等を行ってきている。引き続き、男女共同参画基本計画の趣	
	旨を踏まえ、地方公共団体における女性職員の登用・職域拡大等	
	が推進されるよう努める。	

【総務省】

(1)国家公務員について

「平成17年度における人事管理運営方針」(平成17年3月 総 務大臣決定)において、各府省に対し、女性国家公務員の採用・登 用の促進について引き続き総合的かつ計画的な取組の推進を要 請するとともに、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 (平成16年4月28日各省庁人事担当課長会議申合せ)を踏まえ、女性国家公務員の採用・登用の一層の拡大を図ることを要請したと ころ。

の参 今後、同申合せに基づき、人事院及び各府省の協力を得て、毎公共 年1回、採用の拡大状況等のフォローアップを行い、その結果の概情報 要を公表することとしている。

の趣 | (2)地方公務員について

大等 地方公共団体に対し、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう各種会議において要請するとともに、国における女性国家公務員に関する取組状況を通知する等、女性地方公務員の採用・登用等の一層の拡大に向けた積極的取組を要請した。

また、女性地方公務員の採用・登用等に関する地方公共団体の取組について把握し、好事例等について地方公共団体向けの雑誌等にて情報提供を行っているところである。

引き続き、地方公共団体における女性職員の登用・職域拡大等が推進されるよう、要請や情報提供を行う予定である。

勧告	取組の方向性	取組の状況
		[人事院]
	【人事院】	・女性の幹部職員への登用を促進するための方策等について検
	国家公務員については、人事院が策定した「女性国家公務員の	討するため、平成16年7月「女性幹部職員を育成・登用するた
	採用・登用の拡大に関する指針」に基づき、各府省は2005年度ま	めの研究会」を設置し、17年6月報告書を取りまとめた。
	での目標を定めた「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女	・同報告書及び各府省の計画の進捗状況等を踏まえ「女性国家
	性職員の採用・登用の拡大を目指して取組を進めているところであ	公務員の採用・登用の拡大に関する指針」については本年中に
	る。	見直す予定。
	人事院では採用試験合格者に占める女性の割合について目標値	・女性を対象とした募集活動を積極的に展開しているほか、女性
	を設定し、女性を対象とした募集活動を展開するとともに、登用に	職員を対象とした研修も引き続いて実施中。
	資するため、女性職員を対象とした研修を実施しているほか、女性	
	幹部職員の登用を進めるためのシステム等について更に幅広〈検	
	討する予定である。	
	また、各府省の2006年度以降の計画の策定と実施に関連して、	
	人事院の指針の見直しを行い、各府省の計画の進捗状況等をよく	
	見極めて、更に積極的に取組を推進することとしている。	
		 <雇用機会均等法に関連するガイドラインの改正>
34.委員会は、締約国が雇	<雇用機会均等法に関連するガイドラインの改正>	【厚生労働省】
用機会均等法に関連する	【厚生労働省】	平成14年11月から有識者による男女雇用機会均等政策研究
ガイドラインを改正するこ	女子差別撤廃委員会からは、コース別雇用管理制度の在り方や	会を開催し、平成16年6月に報告書を取りまとめたところ。
と、労働市場における男女	運用についての是正が求められていると受け止めている。	平成16年9月からは、この報告書も受け、男女雇用機会均等の
の事実上の機会均等の実	コース別雇用管理制度については、平成12年6月に策定された	更なる推進のための方策について、関係審議会において議論を行
現を促進する努力を特に	「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」に基づき、コ	っている。
条約第4条1に沿った暫定	ース等で区分した雇用管理を導入している企業を対象に、制度の	
的特別措置を用いて増す	内容及び運用実態を把握し、留意事項に沿った雇用管理となるよう	

ことを要請する。委員会 は、特に教育、訓練、効果 的な強制メカニズム、進捗 状況の体系的な監視を通 じて、水平的・垂直的な職 務分離を撤廃するための 取組がなされることを勧告 する。委員会は、家族的實 任と職業上の責任の両立 を可能にする施策が強化さ れること、家庭内の仕事の 男女間での平等な分担が 促進されること、家庭や労 働市場における女性の役 割についての固定観念に 基づく期待が変わることが 奨励されることを勧告す る。

指導を実施しているところであるが、女子差別撤廃委員会からの指摘も踏まえ、男女差別的取扱いにならないコース別雇用管理制度の在り方や運用について、も今後具体的な方策を考えていきたい。

< 男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力 > 【厘生労働省】

実質的な男女均等を実現し、女性がその持てる能力を最大限発揮できるようにするためには、ポジティブ・アクションが不可欠であることから、厚生労働省では、均等推進企業表彰の実施、企業の自主的な取組を促すための「女性の活躍推進協議会」の開催等により、ポジティブ・アクションの全国的な普及に努めている。

厚生労働省においては、平成14年11月から有識者による男女 雇用機会均等政策研究会を開催し、その中でポジティブ・アクション の効果的な推進について検討課題の一つとして掲げ、検討を行っ ているところであり、平成16年6月に取りまとめられたところであ る。

< 水平的・垂直的な職務分離を撤廃するための取組> 【厚生労働省】

< 男女の事実上の機会均等の実現を促進する努力 > 【厚生労働省】

ポジティブ・アクションを推進する企業に対し、均等推進企業表彰を実施し、厚生労働大臣賞として平成16年度には5企業、平成17年度には4企業を表彰。また都道府県労働局長賞として、平成16年度には44企業、平成17年度には39企業を表彰し、制度創設以来の受賞企業は延べ296企業。

経営者団体と連携し、「女性の活躍推進協議会」を開催。経営者団体を通じ、傘下の企業に対しポジティブ・アクションの取組について強力な働きかけを行うとともに、各企業での取組の参考となる資料を作成した。また、全国的に広〈普及するために、全ての都道府県労働局において、それぞれ「女性活躍推進協議会」を実施している。さらに、同業他社と比較した自社の女性の活躍推進状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

男女雇用機会均等政策研究会の報告書は平成16年6月に取りまとめられ、同年9月からは、この報告書も受け、ポジティブ・アクションの効果的推進方策も含め男女雇用機会均等の更なる推進のための方策について、関係審議会において議論を行っている。

< 水平的・垂直的な職務分離を撤廃するための取組> 【厚生労働省】

ポジティブ・アクションを推進する企業に対し、均等推進企業表彰

勧告	取組の方向性	取組の状況
	男女の水平的・垂直的な職務分離を実質的に解消するために	を実施し、厚生労働大臣賞として平成16年度には5企業、平成17
	は、ポジティブ・アクションを促進することが不可欠であることから、	年度には4企業を表彰。また都道府県労働局長賞として、平成16
	厚生労働省では、均等推進企業表彰の実施、企業の自主的な取	年度には44企業、平成17年度には39企業を表彰し制度創設以
	組を促すための「女性の活躍推進協議会」の開催等により、ポジテ	来の受賞企業は延べ296企業。
	ィブ・アクションの全国的な普及に努めている。	経営者団体と連携し、「女性の活躍推進協議会」を開催。経営者
	また、企業の採用担当者等が、男女雇用機会均等法に沿った選	団体を通じ、傘下の企業に対しポジティブ・アクションの取組につい
	考を徹底するよう、採用選考ルールブックを配布するほか、女性の	て強力な働きかけを行うとともに、各企業での取組の参考となる資
	職域拡大を図る観点から、進学・就職の際に女子学生自身が的確	料を作成した。また、全国的に広く普及するために、全ての都道府
	な職業選択を行えるよう、就職ガイドブックの配布、意識啓発セミナ	県労働局において、それぞれ「女性活躍推進協議会」を実施してい
	ーの開催等により、女子学生の意識啓発に努めている。	る。さらに、同業他社と比較した自社の女性の活躍推進状況や取
	厚生労働省においては、平成14年11月から有識者による男女	組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施して
	雇用機会均等政策研究会を開催し、その中でポジティブ・アクション	いる。
	の効果的な推進について検討課題の一つとして掲げ、検討を行っ	「採用選考ルールブック」については、平成15年度に 60,000 部、
	ているところであり、平成16年6月に取りまとめられたところであ	平成16年度に140,000部を作成し、各都道府県労働局雇用均等室
	వ .	を通じ、事業主に配布し、男女の均等な機会の確保に努めている。
		平成15・16年度、女子学生向けに「女子学生のための就職ガイド
		ブック」を 240,000 部、また、女子生徒向けに「私の仕事・未来形」を
		140,000 部作成、各都道府県労働局雇用均等室から大学を通じ、女
		子学生、生徒に配布した。
		併せて、女子学生向けのセミナーにおいて、固定的な考え方にと
		らわれない進路決定が行われるよう意識啓発を行っている。
		男女雇用機会均等政策研究会の報告書は平成16年6月に取りま
		とめられ、同年9月からは、この報告書も受け、ポジティブ・アクショ

めの方策について、関係審議会において議論を行っているところで

勧告	取組の方向性
	<家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化>
	【厚生労働省】
	「子育てと仕事の両立支援」を推進するため、これまでも、保育サ
	ービスや育児休業を取りやすい環境づくりなどの取組が図られてき
	たところである。こうした中、昨今の急速な少子化の進行を踏まえ、
	平成15年3月に少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代
	育成支援対策に関する当面の取組方針」が決定され、この中で、す
	べての働きながら子どもを育てている家庭に対して、
	子育て期間における残業時間の縮減など、男性を含めた働き方
	の見直しや多様な働き方を支援するための取組、
	育児休業取得率等の目標値の設定など、仕事と子育ての両立を
	より推進するための取組、
	待機児童ゼロ作戦の一層の推進や、働き方の多様化に対応した
	保育サービスの充実のための取組、
	について、政府・地方公共団体・企業等が一体となって、総合的・計
	画的に推進していくこととされたところである。
	こうした取組方針において掲げられた施策などを推進するため、
	平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、平成16年
	度末までに、すべての地方公共団体、常時雇用する労働者数が3
	01人以上の企業並びに職員を雇用する立場としての国及び地方
	公共団体の機関において行動計画の策定が義務付けられたところ
	であり、今後、子育てと仕事の両立支援について、地方公共団体や

ある。

< 家族的責任と職業上の責任の両立を可能にする施策の強化> 【厚生労働省】

平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この サ 大綱の具体的実施計画として、同年12月、少子化社会対策会議に き おいて「少子化社会対策大綱に基づ〈重点施策の具体的実施計画 、 について(子ども・子育て応援プラン)」が策定された。

代 同プランでは、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」を重す 点課題の一つに掲げ、育児休業制度の定着や育児休業取得の促進、男性の子育て参加の促進、長時間にわたる時間外労働の是方 正、年次有給休暇の取得促進等の取組を進めている。

また、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成4年を 法律第90号)について、計画的な労働時間の短縮を図る法律から、育児をはじめ労働者個々人の生活等に配慮した労働時間、 休日及び休暇の設定を促進する法律へと改正するための法案を 第162回国会に提出したところ。

情報通信機器を活用した在宅勤務については、労働基準関係法令における適用関係を踏まえ、平成16年3月に、適切な労務管理のあり方を明確にした「情報通信機器を活用した在宅勤務の適年切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定し、事業主等31に周知・啓発を行っているところ。

01人以上の企業並びに職員を雇用する立場としての国及び地方 次世代育成支援対策推進法に定める行動計画については、「行 公共団体の機関において行動計画の策定が義務付けられたところ 動計画策定指針」に則し、地方公共団体及び企業等が仕事と子育 であり、今後、子育てと仕事の両立支援について、地方公共団体や ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、行 企業において、行動計画に基づき総合的・計画的な取組が推進さ 動計画の策定・実施について、周知・啓発を行うこと等により、子ど

勧告	取組の方向性	取組の状況
	れるよう、各般の施策を講ずることとしている。	もを安心して産み育てられる環境づくりに向けた取組を積極的に推
	また、行動計画に基づ〈取組に併せ、児童福祉法を改正し、更な	進している。
	る待機児童対策として、待機児童が多数いる市町村等に保育計画	さらに、育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするため、
	の策定を義務付ける措置を講じたところであり、育児休業制度等に	育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、 育児休業期間の
	ついても、制度をより利用しやすい仕組みとするための見直しにつ	延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創
	いて、昨年4月以降計14回にわたり開催された労働政策審議会雇	設等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う
	用均等分科会において審議がなされ、その結果を踏まえた育児・介	労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律が平成16年
	護休業法改正案を平成16年2月、第159回通常国会に提出したと	12月に成立し、平成17年4月より施行されたところである。
	ころである。	待機児童ゼロ作戦については、平成14年度から16年度までに
		15万人の保育所受入児童数を増加を図る取組を推進し、平成16
		年4月には待機児童数が5年ぶりに減少に転じたところ。
		また、平成15年児童福祉法改正により、待機児童が50名以上
		存在する市町村については、平成17年度から保育計画を策定し総
		合的に待機児童の解消を目指すこととしている。
		さらに、子ども・子育て応援プランにおいても、重点課題の一つ
		「子育ての新たな支え合いと連帯」を進める具体的施策と位置づ
		け、待機児童数50人以上の市町村を中心に、平成19年度までの
		3年間で集中的に受入児童数の増大を図ることとしている。
		<家庭内の仕事の平等な分担の促進、女性の役割についての固
	<家庭内の仕事の平等な分担の促進、女性の役割についての固	定観念の是正>
	定観念の是正 >	【文部科学省】
	【文部科学省】	家庭教育
	文部科学省としては、家庭生活、地域生活への男女の共同参画	・夫婦が互いに協力しあい、共同して子育てをすることなどを記述
	の促進や、男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあら	した家庭教育手帳等を配布し、乳幼児及び小中学生を持つ全て
	ゆる分野に参画していくための学習機会の充実に努めている。	の親へ配布。

勧告	取組の方向性	取組の状況
	家庭教育においては、子育てのヒント集として平成11年度から	・父親の家庭教育への参加を考える集いを実施。
	配布している家庭教育手帳等において夫婦は互いに尊重しあい、	学校教育
	共同して子育てをすることなどを呼びかけている。	・学校教育においては、学習指導要領に基づき高等学校家庭科等
	学校教育においては、新しい学習指導要領(小・中学校では平成	において、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果
	14年度から全面実施し、高等学校では平成15年度から学年進行	たし家庭を築〈ことの重要性について認識させるなどの指導を充
	により実施)の高等学校家庭科等において、家族・家庭の意義や社	実している。
	会とのかかわりについて学習する際に、男女が相互に協力して、家	社会教育
	族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認	・各都道府県において、女性が社会で能力を発揮し、多様なキャリ
	識させる等の内容を充実している。	アを形成するための支援策に関する実践的な調査研究や、女性
	社会教育においては、男女共同参画社会の実現に向け、女性の	が学習や活動等の成果を活かし、男性と共に積極的に方針決定
	社会参画を支援するための学習を充実するとともに、男性に対して	の場へ参画すモデル事業などを実施することで、地域社会におけ
	も男女平等意識の涵養を図り、仕事だけでな〈家庭生活や地域活	る男女共同参画に関する学習機会を充実。
	動の参画を支援する事業等を推進し、各都道府県においても、家	
	庭や地域活動における男女共同参画の促進に資する学習等を実	
	施している。さらに、女性が社会で十分能力を発揮し、多様なキャリ	
	アを形成するための支援策についての実践的な調査研究を行う。	
	今後とも、性別に基づ〈男女の固定的な役割分担意識を是正し、	
	人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、男女平	
	等の理念に基づ〈教育を、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分	
	野において一層充実していきたい。	
		<民法の差別的な法規定>
36.委員会は、民法に依然	<民法の差別的な法規定>	【法務省】
として存在する差別的な法	【法務省】	法務省のホームページに選択的夫婦別氏制度や法制審議会の
規定を廃止し、法や行政上	法務大臣の諮問機関である法制審議会は、平成3年1月から、	答申の内容等を掲載したり、タウンミーティング等において当該制

勧告	取組の方向性	取組の状況
の措置を条約に沿ったもの	民法の婚姻制度等に関する規定の見直し作業を進めてきた結果、	度に関するチラシを配布して、国民の理解が得られるよう努めてい
とすることを要請する。	平成8年2月、同大臣に対し、「民法の一部を改正する法律案要綱」	వ .
	を答申した。この要綱における改正事項には、女子差別撤廃委員	
	会の最終コメントで指摘された婚姻最低年齢、離婚後の女性の再	
	婚禁止期間、夫婦の氏の選択などの問題が含まれている。	
	これらの問題は、婚姻制度を含む家族制度の在り方や国民生活	
	にかかわる重要な問題と認識しており、答申の内容に沿った民法	
	改正については、国民各層や関係各方面における議論の推移を踏	
	まえて、大方の国民の理解を得ることができるような状況で行うこと	
	が相当であると考えている。	
		<人権委員会について>
38.委員会は、人権擁護法	<人権委員会について>	【法務省】
案で提案されている人権委	【法務省】	│ │ 人権擁護法案については、現在、早期に再提出するための作業
員会が、独立機関として、	平成14年3月に国会に提出した人権擁護法案は、本年10月衆	を精力的に進めているところである。
女性の人権に適切に対処	議院が解散されたことに伴い廃案となった。	
することが確保されるよう、	法務省としては、人権擁護法案の再提出を目指して、最大限の	
国内人権機構の地位に関	努力をする所存である。同法案は、パリ原則の要請にも十分にこた	
する原則(国連総会決議	えているとともに、独立性の観点からも問題がないものと考えてい	
1993年12月20日48/134	るが、平成14年3月の法案提出時からの諸事情の変化等を踏ま	
附属文書、いわゆる「パリ	え、再提出する法案の内容について、今後、十分に検討したい。	
原則」)に基づいて設置され	(参考)	
ることを勧告する。	パリ原則とは、国内人権機構の役割、構成等についての指針を示	
	したものであり、その主な内容は、 国内人権機構の役割に関して	
	は、政府への意見提出、人権啓発・教育の責務を有すること、組	

勧告	取組の方向性	取組の状況
	織・構成に関しては、その独立性と多様性を保障するため、多元的	
	代表と十分な財政的基盤を確保すること、 活動の方法に関して	
	は、調査権限を有すること、必要に応じて地方事務所を設置するこ	
	と、関係組織等との連携を図ること、 補充的に個人の人権侵害事	
	案の被害救済のための権限を与えることができることなどである。	
		<選択議定書の批准>
 39. 第5回報告で締約国が	<選択議定書の批准>	【外務省】
表明している懸念に留意し	【外務省】	引き続き検討中。
つつ、委員会は、締約国が	女子差別撤廃条約選択議定書が定める個人通報制度について	
条約の選択議定書の批准	は、本選択議定書のほか、自由権規約選択議定書等にも定められ	
の検討を継続することを推	ているが、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目す	
奨する。委員会は、選択議	べき制度であると考えられる。しかし、司法権の独立を含め、我が	
定書の提供するメカニズム	国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討す	
が司法の独立を強化し、司	べきであるとの指摘もあることから、現在のところ我が国は個人通	
法が女性に対する差別を	報制度を受け入れていない。現在、政府においては、自由権規約	
理解する上での助けとなる	選択議定書の下で自由権規約委員会に対して行われた個人通報	
と確信している。	の事例が比較的多いため、右の具体的な通報事例を可能な限り収	
	集し、委員会及び関係国の対応等について研究している。本選択	
	議定書については、このような研究を通じてその締結の是非につき	
	真剣かつ慎重に検討しているところである。	
		<最終コメントへの対応、次回報告での包括的データ等の提供>
40.委員会は、締約国が、	<最終コメントへの対応、次回報告での包括的データ等の提供>	【内閣府】
2006 年が期限の次回定期	【内閣府】	最終コメントで提起された個々の問題への対応状況については、

報告において、この最終コメントで提起された個々の問題に対応することを要請する。委員会は、また、締約国が、性別、年齢別の包括的なデータを収集、分析し、次回報告に含めることを要請する。委員会は、また、同報告で、条約の実施においてとられた法制度、政策、プログラムの成果や影響についての情報を明らかに示すことを要請する。

政府としては、委員会からの最終コメントを真摯に受け止め、その内容を十分に検討した上、関係各府省庁間の連携を図りつつ、 適切に対処していきたいと考えている。

統計情報に関しては、男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会において、男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供に関して監視を行い、平成15年7月に男女共同参画会議で報告し、「統計情報の収集・整備に当たっては、可能な限り、各個人、各世帯員、従業者、利用者等の性別を把握することが重要である」、「統計調査等の結果の表示に当たっては、原則、性別データを表示するとともに、可能な限り、男女の対比が可能となる表示や、性別と年齢をはじめとする他の重要な属性とのクロス集計の充実を図るなど、データの利便性に配慮した表示方法を採ることが重要である」と意見を述べており、今後もフォローアップしていく。

政府としては、最終コメントを踏まえつつ、引き続き、男女共同参 画社会の実現のために努力し、その成果を次回報告に含めること としたい。

41.委員会は、一般の人々や、特に行政官、公務員、政治家に、法律上及び事実上の男女平等を保障するためにとられる措置とその分野でとられるべき追加措置について知らしめるた

< 最終コメントの周知、条約等の広報 > 【内閣府】

内閣府では最終コメントを速やかに日本語訳し、英語の原文と併せてホームページに掲載し、広く一般への周知に努めている他、審議の概要や最終コメントの内容について直接報告する会を設けた。

また、各省庁の男女共同参画推進本部主管課に対し、最終コメントを配布するとともに、平成15年9月10日に開催した男女共同

平成16年7月の男女共同参画会議決定「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について)」を受け、本監視・影響調査専門調査会において、関係各府省庁に対し確認を行っているところである。

統計情報に関しては、平成15年7月の男女共同参画会議決定「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供)」を受けての実施状況について、各府省の取組状況を調査し、平成17年3月に開催された監視・影響調査専門調査会において報告を行うとともに、同年5月に開催された同専門調査会において、関係府省からのヒアリングを行った。

<最終コメントの周知、条約等の広報>

【内閣府】

- ・女子差別撤廃委員会の一般勧告を日本語訳し、男女共同参画 局のホームページに掲載した。
- ・「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の 実施状況の評価・見直し等を行うことを目的に平成17年(2005年)3月に開催された第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)の概要について、直接報告する会を設けるとともに、関連情

勧告	取組の方向性	取組の状況
め、この最終コメントの内	参画会議においても、関係各省庁大臣と有識者に対し、最終コメン	報をホームページに掲載し、会合成果の広⟨一般への周知に努
容が日本において広く周知	トの内容について報告を行った。	めた。
されるよう要請する。委員	次回報告提出までの間に最終コメントの実施状況等について意	・次回報告提出までの間に最終コメントの実施状況等について意
会は、また、締約国が、条	見交換を行う機会を設けることも視野にいれつつ、今後も、様々な	見交換を行う機会を設ける予定である。
約、選択議定書、委員会の	機会をとらえ、国連の諸活動や成果文書の周知に努めていくことと	
一般勧告、北京宣言及び	したい。	
行動網領、第 23 回国連特		
別総会「女性2000年会議:		
21 世紀に向けての男女平		
等・開発・平和」の成果を、		
特に女性団体や人権機関		
に対し、引き続き広く広報		
することを要請する。		
		<関連国連会議等の成果について>
42. 関連の国連会議、サミ		【内閣府、外務省】
ット、特別総会(例えば、国	【内閣府、外務省】	右方向性の下、取り組みを進めている。
連人口開発特別総会、国	本要請を含む今般提示された委員会の最終コメントについては、	・平成16年(2004年)に行われた様々なICPD+10(カイロ国際
	その内容を十分に検討の上、関係省庁間の連携を図りつつ、政府	人口開発会議から10年を記念した)関連行事に関する情報収
義、人種差別、外国人排斥	として適切に対処していきたいと考えている。	集を行い、関係者に周知した。
およびそれに関連する世	内閣府としては、国連の動きを注視し、各種国連会議等の成果	・平成17年(2005年)9月に行われる国連ミレニアム宣言のレビ
界会議、第2回高齢者問題	文書におけるジェンダーの側面を考慮しつつ、男女共同参画施策	ューに関する首脳級会合におけるジェンダーの視点の取り入れ
世界会議など)により採択	の推進に努めていきたい。	についても注視していく。
された宣言、計画、行動網		
領のジェンダーの側面を考		

勧告	取組の方向性	取組の状況
慮にいれつつ、委員会は、		
締約国が、次回の報告に、		
条約の関連条項に関する		
それらの文書の実施につ		
いての情報を含めることを		
要請する。		